

「本試験によく出る！第4類消防設備士問題集」（新訂第1版） お詫びと訂正

・複数の読者の方から、次の2点について問い合わせがありましたので、ここで説明しておきたいと思います。

(1) P.329,問題2の病室に設置する感知器は、煙感知器では?という問い合わせについて。

→確かに、他社の一部のテキストでは煙感知器になっているものがありますが、熱感知器を設置しているからといって、特に誤りではありません(大手メーカーの感知器適応表にも、病室の有窓階には差動式スポット型の記号が表示されています)。

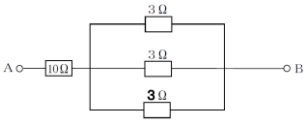
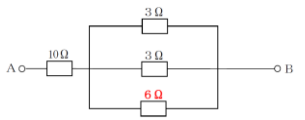
巻末のP.478、資料10の②には、ホテルの客室などの就寝施設の欄に煙感知器が○としてありますが、この表は、あくまでも「非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合」という条件があるので、そのような条件がなければ熱感知器でも設置出来るわけです。逆に、問題の条件に「病室は非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所である」というのがあれば煙感知器を設置する必要があります(その場合、煙感知器には蓄積機能が必要になる)。

なお、就寝施設である当直室も含んで病室Aから病室Cまで煙感知器とした場合は、感知面積が150㎡となるので、個数はP.332の解答例と同じく各1個となります。ちなみに、この問題において、病室の感知器に煙感知器を選択しても、差し支えありません。

(2) P.345【問題5】のゴミ集積所は定温式の1種となっているが、特種なのは？

→平成3年12月6日消防予第240号の別表第1に、煙感知器が設置不可の場所に適応する熱感知器の一覧があり、「ゴミ集積所」については、定温式の特種と1種に○があります。よって、1種でも設置可能となっています。但し、備考欄に「特種が望ましい」とあるので、凡例に特種があれば、特種を設置しておいた方が無難ではあるかと思います。

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
22	【問題2】		
101	【問題24】解答欄	(4)	(2)
134	【問題10】解説 下から3行目	…しかし、階数による場合…が生じます。	また、階数による場合(p. 125、(2)の①)は、「3階以上」で(各階の)「床面積」が300㎡以上の場合なので、いずれも該当せず、(4)が正解となります。
135	解答欄 【問題10】	(2)	(4)

278	【問題 1 8】設問 2 の 解答	C : コックスタンド		C : コック ハンドル
346	凡例 に追加		定温式スポット型感知器	1 種
386	9 ～ 1 0 行目 赤い部分 を削除してください。	それでいくと、床面積は、 $20 \times 12 = 240 \text{ m}^2$ から、たて穴区画の床 面積 $(6 \times 3) + (3 \times 7) = 39 \text{ m}^2$を除いた 201 m^2となります。		